

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されました。

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されました。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になりました。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となりました。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されました。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

傷病手当金の支給期間の通算化に伴い、 傷病手当金付加金についても通算化されました。

傷病手当金付加金

【傷病手当金給付額】

支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の、各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1の2/3相当額

【傷病手当金付加金】

当健保組合独自の付加給付が受けられます

傷病手当金付加金	休業1日につき直近12カ月の標準報酬月額平均額の30分の1の10%
----------	-----------------------------------

- ※傷病手当金の1円未満の端数は、50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げます。
- ※同一の傷病により障害厚生年金等を受給している場合は、傷病手当金の方が高額な場合に限りその差額が給されます。
- ※退職後の継続給付受給者は、傷病手当金付加金は支給されません。

【期間】

休業4日目から支給期間を通算して、1年6カ月（暦の上での1年6カ月を指します。）

※経過措置について

支給期間の通算化は2021年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6カ月経過していない傷病手当金（2020年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）に適用されます。この時点において支給開始日から1年6カ月経過している場合については、従前の「支給開始日から1年6カ月間」の支給期間となります。

注意

資格喪失後の継続給付については、改正後も取扱いは変わりません。

お手続きの詳細については、下記までお問い合わせください。

豊田通商健康保険組合 長沼 (052) 584-8873